

# 専修大学商学研究所規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学学則第54条第2項の規定に基づき、専修大学商学研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 研究所の名称は、英文では、The Research Institute of Commerce, Senshu University または RIC, Senshu University と表記する。

## (目的)

**第2条** 研究所は、商学に関する研究及び指導を行うことをもつて目的とする。

## (事業)

**第3条** 研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果の発表
- (3) 研究資料の整備
- (4) 研究会、講演会、講習会等の開催
- (5) 研究及び調査の受託、指導及び助成
- (6) その他、研究所の目的を達成するために必要な事項

## (研究所の組織)

**第4条** 研究所に、所長及び所員を置く。

## (所長の統轄權等)

**第5条** 所長は、所務を統轄し、研究所を代表する。

## (所長の委嘱、任期等)

**第6条** 所長は、所員総会の推薦により、学長が委嘱する。

2 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所長が任期中に辞任したとき、又はその他の事由により欠けたときにおける後任の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (所長の職務)

**第7条** 所長は、毎学年の4月に前年度の事業の経過及び当該年度の事業計画を学長に提出し、その承認を経なければならぬ。

## (所員の委嘱等)

**第8条** 所員は、運営委員会の議を経て所長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する所員は、原則として、専修大学の専任教員とする。

3 前項の規定にかわらず、所長は、必要があると認めるときは、専修大学の非常勤講師又は学外者を所員として委嘱することができる。

4 所長は、必要があると認めるとときは、所員に準ずる者として、運営委員会の議を経て、専修大学大学院博士後期課程の在学者、修了者及び単位取得退学者を准所員として委嘱することができる。

## (所員総会)

**第9条** 所員総会は、所長及び所員をもつて構成し、次の事項を審議する。

## (1) 研究所の組織及び運営に関する重要な事項

## (2) 研究所の予算、決算及び事業計画に関する重要な事項

## (3) この規程の改廃及びこの規程の実施細則の制定改廃

## (4) その他、所長から付議された事項 (所員総会の招集等)

**第10条** 所員総会は、毎年5月及び1月に所長が招集する。

2 所長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に所員総会を招集することができる。

3 所員総会の議決は、所員の過半数の出席及び出席所員の過半数の賛成を必要とする。

## (運営委員会の設置)

**第11条** 研究所の事業の運営に資するため、及び第8条第1項の規定による審議を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、前項の審議を行なうほか、次の事項を行う。

## (1) 予算案及び決算報告書の作成

## (2) 事業の計画及びその運営

## (3) その他、研究所の運営に必要な事項

## (運営委員の委員)

**第12条** 運営委員会の委員は、所員総会の議を経て所員のうちから所長が委嘱する。

2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (経費)

**第13条** 研究所の経費は、次の収入をもつて支弁する。

## (1) 法人予算によつて定められた研究諸費

## (2) 受託研究費

## (3) 寄附金

## (4) その他の収入

## (規程の改廃)

**第14条** この規程の改廃は、所員総会の議を経て学長が行う。

## (実施細則)

**第15条** この規程の実施細則は、所員総会の議を経て学長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、昭和40年9月27日から施行する。

2 研究所発足当初の所長及び所員は、学長が委嘱する。

## [中 略]

## 附 則

この規程は、平成16年1月13日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年1月9日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行する。